平成２９年（フ）第２３６号
北九州市小倉北区高坊１丁目12番９―301号
債務者　清水　文子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３９号
福岡県中間市中鶴２丁目15番13号
債務者　坂本　弓子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４４号
北九州市小倉北区清水４丁目１番26―412号
債務者　花田　喜文
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５６２号
大阪府池田市畑３丁目12番７―405号、前住所大阪府豊中市桜の町１丁目５番９―311号
債務者　若宮　康司
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６０２号
大阪市住吉区我孫子２丁目４番27号ラフォーレＡ　302号
債務者　山田　裕加（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４１号
大阪府寝屋川市松屋町13番８―1501号
債務者　道岡かおり
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５２号
大阪府寝屋川市昭栄町14番12―301号
債務者　盛田夕起子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７号
長崎県松浦市御厨町里免931番地32　泉コーポ201
債務者　谷　由利子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月29日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第９号
長崎県松浦市鷹島町舩唐津免542番地、従前の住所佐賀県伊万里市脇田町3428番地
債務者　靍井　香織
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月29日午後２時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
沖縄県うるま市石川１丁目48―40　伊野波アパート101号室、住民票上の住所沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇56番地１
債務者　大城　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５７号
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭628番地４　ヨナハアパート207
債務者　米蔵　大輔
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５８号
山形県酒田市東大町３丁目28番地の28
破産者　株式会社柴田電気商会
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第４６７号
埼玉県富士見市大字勝瀬693番地14
破産者　合同会社環境福祉サービス
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６９号
埼玉県深谷市折之口965―１、商業登記簿上の本店所在地埼玉県春日部市増田新田382番地４
破産者　株式会社ビッグパッケージ
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１号
千葉県茂原市本納3316番地１
破産者　水鳥川　等
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第８９１号
東京都八王子市松木73番地２ルミエール102号、破産開始決定時の住所東京都八王子市別所１丁目31番地１―101
破産者　平野　和明
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目９番５号
破産者　株式会社サン・テック
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部